

幸手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

幸手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第4項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴

い、指定居宅介護支援事業所における管理者の要件及び適用の猶予に関する規定の整備をしたいので、この案を提案するものである。